

## ジエトフェンカルブ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	0.05	0.05
大豆	● 0.05	0.1
小豆類 <sup>1</sup>	● 0.04	0.1
えんどう	● 0.05	0.1
そら豆	● 0.05	0.1
その他の豆類 <sup>2</sup>	● 0.05	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5	5
クレソン	5	5
はくさい	○ 0.6	
キャベツ	● 0.1	5
きょうな	5	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>3</sup>	5	5
エンダイブ	5	5
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 15	5
その他のきく科野菜 <sup>4</sup>	● 2	5
たまねぎ	● 0.05	5
にんにく	●	5
にら	○ 30	
みつば	● 0.2	5
トマト	● 2	5
ピーマン	5	5
なす	● 2	5
その他のなす科野菜 <sup>5</sup>	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.6	5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.2	5
しろうり	●	5
すいか	● 0.05	5
メロン類果実	●	5
その他のうり科野菜 <sup>6</sup>	● 0.3	5
オクラ	●	5
未成熟えんどう	● 3	5
未成熟いんげん	● 4	5
えだまめ	○ 6	5
その他の野菜 <sup>7</sup>	○ 6	5
みかん		5
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	● 2	5
レモン	● 2	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 2	5
グレープフルーツ	● 2	5
ライム	● 2	5
その他のかんきつ類果実 <sup>8</sup>	● 2	5
りんご	5	5
日本なし	5	5

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
西洋なし	5	5
うめ	● 0.5	5
いちご	5	5
ぶどう	5	5
かき	● 2	5
バナナ	0.1	0.1
キウイー		5
キウイー（果皮を含む。）	5	
その他の果実 <sup>9</sup>	●	5
茶	5	5
その他のスパイス <sup>10</sup>	10	10

●：基準値を引き下げる品目  
○：基準値を引き上げる品目

- \* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- \* 「みかん」に設定されているジエトフェンカルブの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- \* 「キウイー」に設定されているジエトフェンカルブの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「キウイー（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
  2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
  3. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
  4. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
  5. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
  6. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
  7. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
  8. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
  9. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

10. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

デルタメトリン及びトラロメトリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	2	2
大麦	2	2
ライ麦	2	2
とうもろこし		0.02
とうもろこし（未成熟を除く。）	2	
とうもろこし（未成熟に限る。）	0.02	
そば	2	2
その他の穀類 <sup>1</sup>	2	2
大豆	1	1
小豆類 <sup>2</sup>	1	1
えんどう	1	1
そら豆	1	1
その他の豆類 <sup>3</sup>	1	1
ばれいしょ	0.02	0.02
やまいも（長いものをいう。）	0.02	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	2	2
かぶ類の根	0.2	0.2
かぶ類の葉	2	2
西洋わさび	0.2	0.2
クレソン	2	2
はくさい	0.5	0.5
キャベツ	0.1	0.1
芽キャベツ	0.1	0.1
ケール	2	2
こまつな	2	2
きょうな	2	2
チンゲンサイ	2	2
カリフラワー	0.1	0.1
ブロッコリー	0.2	0.2
その他のあぶらな科野菜 <sup>4</sup>	2	2
ごぼう	0.2	0.2
サルシフィー	0.2	0.2
アーティチョーク	0.5	0.5
チコリ	2	2
エンダイブ	2	2
しゅんぎく	2	2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.5	0.5
その他のきく科野菜 <sup>5</sup>	2	2
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.2	0.2
アスパラガス	0.05	0.05
にんじん	0.2	0.2
パースニップ	0.2	0.2

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他のせり科野菜 <sup>6</sup>	0.2	0.2
トマト	0.3	0.3
ピーマン	0.3	0.3
なす	0.3	0.3
その他のなす科野菜 <sup>7</sup>	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
しろうり	0.2	0.2
すいか		0.02
すいか（果皮を含む。）	0.2	
メロン類果実		0.03
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2	
その他のうり科野菜 <sup>8</sup>	2	2
オクラ	0.3	0.3
しょうが	○ 0.5	0.02
未成熟えんどう	● 0.3	0.5
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	0.2	0.2
マッシュルーム	0.05	0.05
その他の野菜 <sup>9</sup>	2	2
みかん		0.02
みかん（外果皮を含む。）	0.5	
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.5	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5	0.5
グレープフルーツ	0.5	0.5
ライム	0.5	0.5
その他のかんきつ類果実 <sup>10</sup>	0.5	0.5
りんご	0.3	0.3
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
マルメロ	0.2	0.2
びわ		0.02
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.3	
もも		0.02
もも（果皮及び種子を含む。）	0.5	
ネクタリン	0.3	0.3
あんず（アプリコットを含む。）	0.2	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.07	0.07
うめ	0.5	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	0.2	0.2
いちご	0.2	0.2
ラズベリー	0.3	0.3
ブラックベリー	0.1	0.1
ブルーベリー	0.3	0.3

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ぶどう	● 0.6	0.7
かき	0.3	0.3
キウイー		0.03
キウイー（果皮を含む。）	0.7	
その他の果実 <sup>11</sup>	1	1
ひまわりの種子	0.05	0.05
綿実	0.04	0.04
なたね	0.2	0.2
その他のオイルシード <sup>12</sup>	0.2	0.2
ぎんなん	0.1	0.1
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類 <sup>13</sup>	0.1	0.1
茶	5	5
その他のスパイス <sup>14</sup>	2	2
その他のハーブ <sup>15</sup>	0.5	0.5
牛の筋肉	0.5	0.5
豚の筋肉	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>16</sup> の筋肉	0.5	0.5
牛の脂肪	0.5	0.5
豚の脂肪	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分 <sup>17</sup>	0.05	0.05
豚の食用部分	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きん <sup>18</sup> の筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.5	0.5
その他の家きんの脂肪	0.5	0.5
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
鶏の卵	0.03	0.03
その他の家きんの卵	0.03	0.03
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.03	0.03
小麦粉（全粒粉に限る。）	2	2

- ：基準値を引き下げる品目
- ：基準値を引き上げる品目

- \* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
  - \* 「とうもろこし」に設定されているデルタメトリン及びトラロメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「とうもろこし（未成熟を除く。）」及び「とうもろこし（未成熟に限る。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「すいか」に設定されているデルタメトリン及びトラロメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「メロン類果実」に設定されているデルタメトリン及びトラロメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「みかん」に設定されているデルタメトリン及びトラロメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「びわ」に設定されているデルタメトリン及びトラロメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「もも」に設定されているデルタメトリン及びトラロメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「キウイ」に設定されているデルタメトリン及びトラロメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「キウイ（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
  2. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
  3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
  4. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
  5. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
  6. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
  7. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

8. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
9. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
11. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
12. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
13. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
14. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
15. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
16. 「その他の陸棲<sup>せい</sup>哺乳類に属する動物」とは、陸棲<sup>せい</sup>哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
17. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
18. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。



ピメトロジン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	● 0.05	0.1
大豆	●	0.02
小豆類 <sup>1</sup>	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	0.02	0.02
その他の豆類 <sup>2</sup>	0.02	0.02
ばれいしょ	● 0.05	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02
かんしょ	0.02	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.02	0.02
その他のいも類 <sup>3</sup>	0.02	0.02
クレソン	0.6	0.6
はくさい	0.5	0.5
キャベツ	0.02	0.02
芽キャベツ	0.02	0.02
ケール	0.3	0.3
こまつな	0.3	0.3
きょうな	0.3	0.3
チンゲンサイ	0.02	0.02
カリフラワー	0.02	0.02
ブロッコリー	0.02	0.02
その他のあぶらな科野菜 <sup>4</sup>	0.02	0.02
チコリ	0.6	0.6
エンダイブ	0.6	0.6
しゅんぎく	0.6	0.6
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.1	0.1
その他のきく科野菜 <sup>5</sup>	0.6	0.6
アスパラガス	0.04	0.04
パセリ	0.6	0.6
セロリ	0.6	0.6
その他のせり科野菜 <sup>6</sup>	0.6	0.6
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	● 0.7	1
その他のなす科野菜 <sup>7</sup>	● 2	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.5	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
しろうり	● 0.3	0.5
すいか		0.1
すいか（果皮を含む。）	0.05	
メロン類果実		0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2	
その他のうり科野菜 <sup>8</sup>	0.5	0.5
ほうれんそう	0.6	0.6

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
オクラ	0.7	0.7
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	0.02	0.02
その他の野菜 <sup>9</sup>	0.6	0.6
りんご	0.02	0.02
日本なし	● 0.05	0.1
西洋なし	● 0.05	0.1
もも		0.1
もも（果皮及び種子を含む。）	0.3	
ネクタリン	0.05	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	0.05	0.05
すもも（プルーンを含む。）	0.05	0.05
うめ	● 0.7	2
おうとう（チェリーを含む。）	0.05	0.05
いちご	2	2
その他の果実 <sup>10</sup>	0.5	0.5
綿実	0.3	0.3
ペカン	0.02	0.02
ホップ	15	15
その他のハーブ <sup>11</sup>	0.3	0.3
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>12</sup> の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分 <sup>13</sup>	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01

●：基準値を引き下げる品目

\* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

\* 「すいか」に設定されているピメトロジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

\* 「メロン類果実」に設定されているピメトロジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

\* 「もも」に設定されているピメトロジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。
4. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
8. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
9. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
11. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
12. 「その他の陸棲<sup>せい</sup>哺乳類に属する動物」とは、陸棲<sup>せい</sup>哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
13. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ミクロブタニル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	●	0.3
大麦	●	0.5
大豆	0.3	0.3
ばれいしょ	○ 0.06	
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.06	
かんしょ	○ 0.06	
やまいも（長いもをいう。）	○ 0.06	
こんにゃくいも	○ 0.06	
その他のいも類 <sup>1</sup>	○ 0.06	
てんさい	○ 0.06	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.06	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 0.05	
かぶ類の根	○ 0.06	
かぶ類の葉	○ 0.05	
西洋わさび	○ 0.06	
クレソン	○ 0.05	
はくさい	● 0.05	1
キャベツ	○ 0.05	
芽キャベツ	○ 0.05	
ケール	○ 0.05	
こまつな	○ 0.05	
きょうな	○ 0.05	
チンゲンサイ	● 0.05	1
カリフラワー	○ 0.05	
ブロッコリー	○ 0.05	
その他のあぶらな科野菜 <sup>2</sup>	● 0.06	1
ごぼう	● 0.06	1
サルシフィー	● 0.06	1
アーティチョーク	1	1
チコリ	● 0.05	1
エンダイブ	● 0.05	1
しゅんぎく	● 0.05	1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	9	9
その他のきく科野菜 <sup>3</sup>	1	1
たまねぎ	● 0.06	1
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.6	1
にんにく	● 0.06	1
にら	● 0.06	1
アスパラガス	● 0.5	1
わけぎ	● 0.5	1
その他のゆり科野菜 <sup>4</sup>	● 0.3	1
にんじん	1	1
パースニップ	● 0.06	1
パセリ	9	9

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
みつば	● 0.05	1
その他のせり科野菜 <sup>5</sup>	● 0.06	1
トマト	2	2
ピーマン	○ 3	1
なす	● 0.3	1
その他のなす科野菜 <sup>6</sup>	○ 3	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 0.5	1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	● 0.2	1
しろうり	● 0.2	1
すいか		1
すいか (果皮を含む。)	0.2	
メロン類果実		1
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.2	
まくわうり		1
まくわうり (果皮を含む。)	0.2	
その他のうり科野菜 <sup>7</sup>	● 0.2	1
ほうれんそう	● 0.05	1
たけのこ	●	1
オクラ	○ 3	1
未成熟えんどう	1	1
未成熟いんげん	1	1
えだまめ	1	1
その他の野菜 <sup>8</sup>	1	1
りんご	○ 0.6	0.5
日本なし	● 0.6	0.7
西洋なし	● 0.6	0.7
マルメロ	○ 0.6	0.5
びわ		1
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.6	
もも		1
もも (果皮及び種子を含む。)	3	
ネクタリン	○ 3	2
あんず (アプリコットを含む。)	○ 3	2
すもも (プルーンを含む。)	○ 2	0.5
うめ	○ 3	2
おうとう (チェリーを含む。)	○ 3	2
いちご	● 0.8	1
ラズベリー	○ 2	1
ブラックベリー	○ 2	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハuckleベリー	●	1
その他のベリー類果実 <sup>9</sup>	○ 2	0.5
ぶどう	● 0.9	1
かき	● 0.6	1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
バナナ	2	2
キウイ	●	1
パパイヤ	○ 3	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	1	1
パッションフルーツ	●	1
なつめやし	●	1
その他の果実 <sup>10</sup>	○ 2	1
綿実	0.02	0.02
アーモンド	0.02	0.02
茶	20	20
ホップ	10	10
その他のスパイス <sup>11</sup>	○ 0.06	
その他のハーブ <sup>12</sup>	○ 5	1
牛の筋肉	● 0.01	0.03
豚の筋肉	● 0.01	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>13</sup> の筋肉	● 0.01	0.03
牛の脂肪	● 0.01	0.02
豚の脂肪	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.02
牛の肝臓	● 0.01	0.4
豚の肝臓	● 0.01	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	0.4
牛の腎臓	● 0.01	0.07
豚の腎臓	● 0.01	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.07
牛の食用部分 <sup>14</sup>	● 0.01	0.4
豚の食用部分	● 0.01	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.01	0.4
乳	● 0.01	0.09
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きん <sup>15</sup> の筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
干しぶどう	○ 6	

- ：基準値を引き下げる品目
- ：基準値を引き上げる品目

- \* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
  - \* 「すいか」に設定されているミクロブタニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「メロン類果実」に設定されているミクロブタニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「まくわうり」に設定されているミクロブタニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「まくわうり（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「びわ」に設定されているミクロブタニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「もも」に設定されているミクロブタニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
1. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。
  2. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
  3. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
  4. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
  5. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
  6. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
  7. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
  8. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
  9. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
  10. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
  11. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

12. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
13. 「その他の陸棲<sup>せい</sup>哺乳類に属する動物」とは、陸棲<sup>せい</sup>哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
14. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
15. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。